



<東部療育センター メールマガジン 2011年8月号>

障害児（者）の方への情報提供を行い、生活支援を目指します。

発行 東京都立東部療育センター

<http://www.tobu-ryoiku.jp>



大震災から5か月が過ぎますが、その後も原発問題、電力不足、そして猛暑と本当に厳しい毎日ですが、いかがお過ごしでしょうか？

今回は暑い夏で汗をかくと心配な褥瘡と在宅で人工呼吸器、酸素濃縮装置を利用している方に向けての情報です。



<褥瘡について>

褥瘡に関しては、国内外問わず多くの研究が進み、褥瘡の予防から治療にいたるまで一貫した褥瘡対策の指針が出されています。今回、是非、知ってもらいたい褥瘡ケアについて紹介します。

1. スキンケア

便・尿・汗などで汚れやすい部分は、これらの刺激が皮膚に加わるため、褥瘡発生のリスクとなります。そのため、これらの刺激を除去あるいは最小限にとどめ健康な皮膚を保つことが、スキンケアのポイントとなります。汗を多くかくことにより、皮膚がふやけて傷つき易くなります。バスタオルを体の下に敷くことがあります。バスタオルは吸水性はありますが、放散性が無いので、熱や湿気がこもり易く注意が必要です。また、しわになり易く圧迫の原因になることもあります。吸水性や熱放散性に優れている素材（ポリエステル繊維の使用）や織りに工夫を加えたシートを選びましょう。排泄物によって皮膚がふやけたり汚染されることは、褥瘡発生のリスクを高めます。特に便中の消化酵素や細菌などは、皮膚のバリア機能を壊してしまいます。

排泄物で汚れた時は速やかに、こすらずに、優しく除去します。オムツや尿取りパッドを何枚も重ねて使用することは、オムツの中が高温多湿になり皮膚に良くありません。

また、排泄が頻回となった場合、その都度、洗浄剤を用いて洗浄すると逆に皮膚にダメージを与えてしまいます。洗浄剤を使用するのは1日1回とするほうが望ましいです。洗浄剤は弱酸性ものを選び、よく泡立てて、優しく洗います。その後、皮膚を保護するための撥水性クリームやオイルなどを塗って排泄物から皮膚を守ることも一つの方法です。

2. 褥瘡とその周囲の皮膚を洗う

褥瘡の処置をする時には必ず傷や傷の周囲の皮膚の洗浄を行います。傷の表面や、傷の周囲の皮膚の汚れを取るために、十分な量の水を用いて洗い流すことが大切です。特に傷の周りの皮膚は、弱酸性の洗浄剤を用いて洗い、健康な皮膚の状態を保つようにする事が大切です。洗浄剤が傷に入っても、十分に洗い流せば問題はありません。使用する水は、水道水を使用しても良いです。人肌程度の微温湯が適しています。入浴によるスキンケアは重要であり、その洗浄効果で傷の治癒が促進されます。感染を起している褥瘡においても全身状態が安定していれば入浴は可能です。入浴することで全身の血行がよくなり、ストレスの軽減も図れます。

3. ドレッシング材の使用

ドレッシング材とは傷を覆うもので、ポリウレタンフィルムや、ハイドロコロイド材などがあります。ポリウレタンフィルム（テガダーム、マルチフィックスなど）は、皮膚の不感蒸泄を妨げず、透明です。見つけたばかりの発赤や水疱までの褥瘡は、毎日観察する必要があるので、透明のポリウレタンフィルムを使用することが多いです。ハイドロコロイド材は褥瘡の浸出液を吸収してゼリー状になります。防水性のため貼ったまま入浴が可能です。びらんや潰瘍までに至った場合に、医師の指示で、使用することが多いです。これらのドレッシング材は最長 7 日間で交換します。衛生面上、7 日以上貼りっぱなしの状態はかぶれてしまうこともあります。「剥がれたら交換」ではなく「剥がれなくても 1 週間で交換」と覚えておいてください。ドレッシング材を剥がす場合は、皮膚が傷つかないように優しく、ゆっくりと剥がします。剥がれにくいときは、水をかけながら行い皮膚への刺激を最小限にします。ケアは実際に経験してみないとピンとこないかと思えます。今後、いろいろなケアを経験していただけるような学習会などの機会を持ちたいと考えています。



<在宅で人工呼吸器、酸素濃縮装置を使用している方へ>

人工呼吸器、酸素濃縮装置はどうすればよいのか、何処に何を訊けばよいのかなど、多くの不安を抱えていたことと思えます。医療機器の仕様を確認しておきましょう

夏の電力不足を踏まえて、在宅人工呼吸器、在宅酸素のリース契約をしている各社に停電時の対応についての確認をしました。リース会社からは、メンテナンス状況、緊急連絡体制などを整えているという回答を得ています。

ちなみに、震災直後の確認では、各社とも、在宅医療機器利用者に対して、停電に備えてのバッテリー交換、十分な酸素ボンベ供給などの対応を行っていました。

人工呼吸器などは機種によって、機器の構成に違いがあります。例えば、バッテリーなどは、駆動時間、充電時間などが様々です。既に、ご自宅で使用している医療機器の仕様を確認している方が多いかと思いますが、再度、メーカーやリース会社に再確認し、バッテリーをフル充電しておくことをお奨めします。

これまでの当センターでの対応など当センターで契約しているリース会社は以下のとおりです。

1. アイ・エム・アイ株式会社
2. 菅沼産業株式会社
3. 株式会社サイサン
4. フィリップス・レスピロニクス合同会社

4月8日付けで、厚生労働省医政局指導課より都道府県医療主管課に「停電に係る在宅患者への対応について」という通知文書がでており、在宅医療機器を使用している方に対する停電時の対応を示し、医療機関などに指導するよう求めています。

その後、4月13日付けに、東京都福祉保健局医療政策部医療政策課長から各医療機関管理者に上記通知文書が添付された文書がでております。

以下、引用します。

人工呼吸器や酸素濃縮装置等の在宅医療機器を使用している患者に対する停電時の対応について、必要に応じ医療機器メーカーと協議を行った上で、

- ・人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間、作動の再確認
- ・人工呼吸器の外部バッテリーの準備及び事前充電
- ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対し、必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認
- ・人工呼吸器や酸素濃縮装置を使用している患者に対する停電時の対応の周知
- ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
- ・携帯用酸素ボンベセットの使用方法的再確認
- ・患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への代替や貸出などの対応
- ・在宅医療患者との緊急時連絡体制の再確認

等により、在宅医療患者への医療の提供が、停電時においてもできるだけ支障なく行われるよう、適切な指導の実施について特段の御協力をお願いいたします。

今夏の電力消費ピーク時に向けて、政府は節電を要請しています。大口需要家には義務とし、罰則まであります。医療機関などは従来通りとされ、節電計画からは除外されていますが、各医療機関は節電の努力をしています

当センターでも、診療業務に支障がないように配慮しながら節電に努めております。節電対策プロジェクトチームを設置し、節電行動計画を策定して、節電を実施しています。

現在、かなりの効果があり、政府の目標である「昨年比で「15%の削減」」はクリアしている状況です。

当然のことながら、生命に関わる生命維持装置等などは対象外としております。当センターが目標値をクリアしているのも、利用者の皆様や、そのご家族のご協力があってできていることです。この場を借りて、お礼を申し上げたいと思います。

今後、日本の電気事情がどうなるかわかりませんが、まずは今夏を乗り切ることが大切です。

これからも、当センターとしては、在宅医療機器会社が在宅医療を行っている皆様をフォローできる体制を整えているかを確認するなど、在宅医療機器を使用する皆様が安心して在宅医療を継続できるように努めてまいります。

今回の情報参考になりましたか？まだまだ暑い日が続きそうですが、上手なケアと医療機器については万全の対応をして暑い日々を乗り切ってください。



個人情報保護方針：<http://www.tobu-ryoiku.jp/privacypolicy.html>

問合せ先：<https://www.tobu-ryoiku.jp/inquiry.html>

〒136-0075 東京都江東区新砂 3-3-25

●配信がご不要の方は、下記URLにアクセスして下さい

<http://www.tobu-ryoiku.jp/info/mailmagazine.html>